

移住・定住促進の活動に従事する北秋田市地域おこし協力隊の募集案内

北秋田市では、平成30年度に移住・定住促進の活動に従事する地域おこし協力隊として「北秋田市移住コーディネーター」1名を募集します。

募集概要は次のとおりです。

I 募集に関する事項

1. 募集人員

1名（性別は問わない）

2. 応募資格

次の①～⑦の全てを満たす方とします。

- ①地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- ②応募時点で三大都市圏の都市地域又は地方都市等（総務省が定める条件不利地域を除く。）に居住し、隊員に任用された後、北秋田市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく北秋田市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である方（委嘱される前に既に北秋田市に定住又は定着している方を除く。）
- ③誠実に職務を遂行できると認められる方
- ④地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる方
- ⑤道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している方
- ⑥パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる方
- ⑦平成29年4月1日現在において、原則として20歳以上45歳未満の方

3. 募集期間

平成30年1月17日～平成30年2月15日

※採用者が決定した時点で募集を締め切ります。

4. 応募書類

様式第1号

任意様式による履歴書（6ヶ月以内に撮影したカラーの顔写真を貼り付けること）

5. 応募方法

※郵送の場合 ※募集期間内の消印を有効とします

送付先：〒018-3392秋田県北秋田市花園町19-1 北秋田市総務部総合政策課政策係

※Eメールの場合 ※発信日が募集期間内のものを有効とします。

送信先：seisaku@city.kitaakita.akita.jp

※タイトルを「北秋田市地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカラーで確認できるデータを添付し送信してください。

6. 個人情報及び応募書類の取扱

応募書類に記載された個人情報は、選考上の審査及び雇用に必要な場合のみ使用し、北秋田市個人情報保護条例（平成19年北秋田市条例第3号）の規定に基づき管理します。

なお、提出された応募書類は、選考への合格又は不合格を問わず返却いたしませんので予めご了承ください。

7. 応募者の選考等

＊1次選考

1次選考として書類審査を行います。結果は応募者全員に通知します。

＊2次選考

1次選考の合格者は面接による2次選考を行います。2次選考の日時及び場所は合格者の都合を事前に確認したうえで1次選考の結果とともに通知します。

2次選考会場までの交通費は、応募者の負担とします。選考結果は応募者全員に通知します。

※1次審査、2次審査ともに応募者は選考の審査過程及び選考結果に対し不服及び異議等の申し立てを行わないことを予めご承諾願います。

8. 地域おこし協力隊の活動及び待遇等に関する内容

別記「Ⅱ 地域おこし協力隊の活動及び待遇等に関する事項」のとおり

別記

Ⅱ 地域おこし協力隊の活動及び待遇等に関する事項

1. 活動開始日

活動開始日は採用後直近の月の初日とします。ただし、現在従事している仕事の整理や引越し準備等で時間を要する場合は、市と採用者双方が協議のうえ決定します。

2. 隊員の活動

隊員には、次に掲げる活動を行っていただきますが、特に③、④、⑤、⑦について重点的に活動していただく予定です。

- ①移住・定住施策の推進に関すること
- ②移住・定住の促進に資する企画や提案に関すること
- ③移住・定住の促進のための情報発信に関すること
- ④移住希望者の対応に関すること
- ⑤既移住者及びきたあきた移住支援サポーターの対応及び交流に関すること
- ⑥その他、移住・定住の促進に関すること
- ⑦隊員自らが本市への定住のために行う活動に関すること

3. 隊員の遵守事項

隊員には、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①活動地域における住民やその他関係団体等との信頼関係の保持に努めること
- ②活動中の所在を明らかにすること
- ③前条に規定する活動に係る情報収集に努めること
- ④健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること
- ⑤活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること

4. 委嘱期間

隊員の委嘱期間の単位は1年間とし、希望に応じて3年間を最長として委嘱終了ごとに1年間の延長をすることができます。

5. 報酬、活動時間その他活動条件及び身分的取り扱い

隊員の報酬、活動時間その他活動条件及び身分的取り扱いは次のとおりとします。

- ①隊員の報酬は、月額180,000円とし、賞与及び退職手当、時間外手当その他の手当は支給いたしません。
- ②隊員は、必要な社会保険等に参加し、保険料の被保険者負担分は報酬から控除します。
- ③隊員の住居は、原則として市が提供し家賃等は市が負担しますが、引越し費用や生活必需品、光熱水費等にかかる経費は隊員に負担していただきます。
- ④隊員の活動において必要となる車両及びパソコン等の事務機器は市が貸与しますが、使用は任務にかかる活動に限るものとします。

⑤隊員の活動において発生する旅費のほか必要と認められる経費は予算の範囲で支給します。

⑥隊員の勤務地は、北秋田市総務部総合政策課内（北秋田市花園町19-1）とします。

⑦隊員の身分は、北秋田市の特別職の非常勤職員とします。

⑧隊員は、2に規定する活動の妨げにならない範囲において、市が支給する報酬以外に本市に定住する目的をもって他の営利活動等から収入を得ようとする場合は、事前に許可を得ることとします。

6. 活動日及び活動時間

活動日は平日を基本とし、標準的な活動時間帯は午前9時00分から午後4時00分（休憩60分）までとします。

休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を基本としますが、これらの日において活動することがやむを得ない場合は、平日の振替で取得していただきます。

7. 活動報告

活動内容を記載した業務日報を一月単位で取りまとめ、翌月15日までに報告していただきます。

注）本案内のほか、北秋田市地域おこし協力隊設置要綱及び移住・定住促進の活動に従事する北秋田市地域おこし協力隊募集要項に基づき、活動に従事していただくこととなります。
--

(様式第 1 号 第 5 条関係)

北秋田市移住・定住の活動に従事する地域おこし協力隊応募用紙

(ふりがな) 氏 名	()	性 別	男 ・ 女
		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳) ※H29.4.1 時点
住 所 連 絡 先	住 所	〒 ー	
	電話等	自宅・携帯： ファクス：	
	メール		

自分を表現する写真 または 自慢の写真	(写真貼付)
写真の説明	

応募の動機	
-------	--

※履歴書（任意様式）を添付してください。